

不動産分野の社会的課題に対応するESG投資促進検討会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「不動産分野の社会的課題に対応するESG投資促進検討会」（以下「本検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本検討会は、不動産のS（社会課題）分野における評価分野・項目等について検討を行うことを目的とする。

（座長）

第3条 検討会に座長を置く。  
2 本検討会の議事の進行は、座長が行う。

（会議）

第4条 本検討会は、非公開を原則とする。ただし、委員名、資料等は原則公開とする。  
2 本検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、本検討会に出席して意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（事務局）

第5条 本検討会の事務局は、国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課に置く。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議の上、定める。

附 則

この規約は、令和3年9月15日から施行する。